

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会  
一般事業主行動計画

令和5年3月27日

協会は「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づき、次代の社会を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整備・推進します。また、働く者が仕事と生活を両立し、働きやすい環境を構築するため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

2. 行動内容

**次世代育成支援対策に関する目標及び対策**

目標1：育児・介護休業制度等に関する事項の社内全体周知及び対象者への個別周知を行い、取得促進のための措置を実施します。

<対策>

- ★ 令和5年 4月～ 本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、関係法令等制度の説明を丁寧に行い、また独自に策定した制度を上回る規則についても周知し、取得促進を図ります。
- ★ 令和6年 4月～ 取得状況等を把握し、社内周知を実施します。
- ★ 令和7年 4月～ 取得状況等を把握し、社内周知を実施します。
- ★ 令和8年 3月 取得状況等を把握し、社内周知を実施します。また規則等の変更について検討します。

目標2：ワーク・ライフ・バランス実現のための措置を実施します。

<対策>

- ★ 令和5年 4月～ WLB実現のため、周知・ポスター掲示を行い、年次有給休暇取得、時間外勤務削減を促します。また、年次有給休暇取得及び時間外勤務削減、ノー残業デーの効果結果について毎月ごとに内部で公表します。
- ★ 令和5年10月 厚生労働省策定の「年次有給休暇取得促進期間」を周知し、有給休暇取得促進を促します。
- ★ 令和6年10月 厚生労働省策定の「年次有給休暇取得促進期間」を周知し、有給休暇取得促進を促します。
- ★ 令和7年10月 厚生労働省策定の「年次有給休暇取得促進期間」を周知し、有給休暇取得促進を促します。
- ★ 令和8年 3月 3年間の実施状況を取りまとめ、効果的な運用になるよう検討し、検討結果を報告します。また、更なる活用の促進につなげ、必要に応じて改善を図ります。

目標3：NPO法人等主催イベントに積極的に参加支援するとともに、近隣の子どもたちに環境に関する体験学習を行います。

<対策>

- ★ 令和5～7年度 NPO法人等の地域で行う児童向け等の環境イベントに毎年度1つ以上参加します。また、毎年度11月（埼玉県民の日）に環境わくわく体験（近隣の子どもたちに環境に係る体験学習）を開催します。

目標4：インターンシップ等の就業体験機会を設け、毎年3名以上受け入れます。

<対策>

- ★ 令和5～7年度 毎年度3名以上の学生を受け入れます。

**女性の活躍推進に関する目標及び対策**

目標5：有給休暇について毎年度取得率80%以上を実現します。

<対策>

- ★ 令和5～7年度 健康経営の視点で職場の環境づくりを進め、経営者の主導のもと、取得の呼びかけなどによる年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりをし、取得促進を図ります。